

**次期京都市都市計画マスタープラン（素案）  
について、皆様の御意見を募集します。**

**京都市都市計画マスタープラン  
（素案）  
概要版**

**平成23年11月**

**京都市都市計画局都市企画部都市計画課**

# 都市計画マスタープランの全体構成

## 京都市の特性 (第2章) P5~8

- 個性的な地域の連合体
- ネットワーク化された地域
- 既にまとまりのある市街地と都市基盤が形成
- 地域コミュニティ活動が盛ん など

## 京都市の現状と動向 (第2章)

- 人口減少への対応が必要
- 低経済成長と厳しい京都市財政
- 持続可能な都市の構築が急務
- ものづくり都市の魅力向上が必要
- 国際文化観光都市として多くの来訪者を迎え入れている
- 災害時、大きな被害が発生するおそれ

## 京都市基本計画の策定

## 各区基本計画の策定

変化に、都市計画として対応するため、新たな **都市計画の方針** を策定します

## 都市計画マスタープランの前提 (第1章) P3, 4

- 京都市の都市計画に関する基本的な方針
- 『京都市基本構想』に即し、その具体化を図るための『京都市基本計画』、『各区基本計画』及び関連分野の諸計画と連携

対象範囲：京都市全域

目標年次：平成37（2025）年

※おおむね10年後に見直しますが、社会経済動向等の変化に応じ、必要に応じ、検証及び見直しを行います。

## 都市計画に関する基本的な考え方 (第3章) P9, 10

「都市の持続」「都市の独自性」「都市の経営」といった点を重視し、「安心・安全」を基本として、目標とする都市の姿を実現するために、地域ごとに魅力があり、持続的な都市活動を支えるエコ・コンパクトな都市を、戦略的に目指します。

都市の持続

都市の独自性

都市の経営

### ■都市づくりの進め方

- 多様な主体での共汗（パートナーシップ）によるまちづくりの推進
- 柔軟な対応による都市計画の見直しと活用
- 京都の特性を徹底的に活用した都市づくりの効率的な推進

### ■京北地域をはじめとする都市計画区域外の考え方

- 景観や緑の保全に努める
- 自然環境や歴史・文化資源を活用
- 都市部との交流、連携を進める

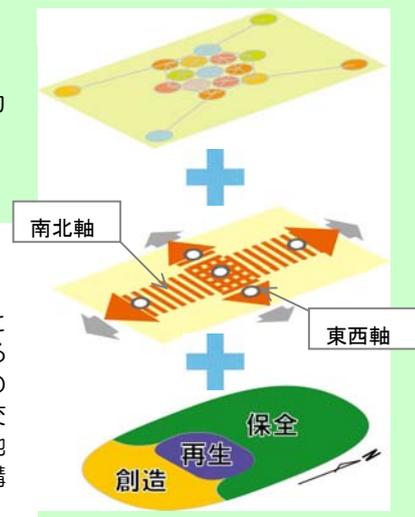
### ■市街地の規模

- 市街化区域を拡大しないことを基本に、都市活力の向上と効率的な都市経営のための土地利用
- 人口動向等に応じ、適切な保全のあり方を検討

### ■将来の都市構造

#### ～エコ・コンパクトな都市構造～

これまでの保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた、暮らしやすく、地球環境への負荷が少ないエコ・コンパクトな都市構造を目指します。



「安心・安全」

全体構想

## 京都市の先進的な政策

- 地球温暖化対策（低炭素・循環型のまちづくり）
- 「歩くまち・京都」総合交通戦略による人と公共交通優先の歩いて楽しいまちづくり
- 新景観政策による時を超え光り輝く京都の景観づくり

### 都市計画の理念（第3章）

P9

京都の優れた伝統を継承し、市民が安心・安全で豊かなくらしの実現を目指すことで、時々々の問題に対応しつつ、まちと自然、歴史や伝統と新たな創造、京都の文化と日本・海外の文化、それぞれの調和と共生を育みながら、未来に向かって、世界の京都としての位置を確かなものとする都市づくりを、市民・事業者をはじめとする多様な主体と行政の共汗（パートナーシップ）により進めていきます。

### 都市計画を運用する際の戦略的な視点（第3章）

P14

#### 【京都の特性を徹底的に活用】

- **既存ストックの活用**
  - ・ 既存都市インフラの活用
- **京都の特性の継承と創造**
  - ・ 歴史・文化資源、魅力、個性等の継承と創造
- **メリハリのある土地利用**
  - ・ メリハリをつけた都市計画による産業・商業・業務機能等の立地誘導
- **人が主役の歩くまちの推進**
  - ・ 公共交通の利便性向上や自動車利用の抑制

#### 【災害への備え】

- ・ 被害を未然に防ぐ
- ・ 被害を最小限に抑える
- ・ 地域社会の強い絆を守り育む

#### 【柔軟な都市計画】

- ・ 都市施設をはじめとした都市計画の見直し
- ・ 地域まちづくり構想で、地域の将来像とまちづくりの方針を、地域のまちづくりの状況に応じて順次策定、追加、見直し

### 目標とする都市の姿

（第3章） P11~13

- 【環境】地球環境への負荷が少ない都市
- 【経済】活力ある都市
- 【生活】誰もが快適に暮らすことのできる都市
- 【文化】歴史や文化を継承し創造的に活用する都市
- 【安心・安全】安心で安全な都市

### 都市計画の方針（第4章）

P15~24

分野ごとの方針

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| ① 土地利用 | ⑥ 公園・緑地           |
| ② 歩くまち | ⑦ 市街地整備           |
| ③ 景観   | ⑧ 水・河川            |
| ④ 防災   | ⑨ その他市民の暮らしを支える施設 |
| ⑤ 道路   |                   |
- 市民・行政双方にとって分かりやすい構成

### 地域まちづくり構想

P25~27

（第5章、地域まちづくり構想編）

山ノ内浄水場跡地や岡崎地域など、今後具体化する個別地域の将来像やまちづくりの方針  
 ○多様な主体の共汗（パートナーシップ）により検討し、順次位置づけ  
 →まちづくりへの市民参画の推進  
 →社会情勢の変化に対応

# 第1章 都市計画マスタープランの前提

## 第1節 都市計画マスタープランの役割と位置付け

### (1) 都市計画マスタープランの役割

本マスタープランは、以下の4つの役割を担います。

#### ■ 都市づくりの将来ビジョンの明確化

京都市基本構想に示された将来像を都市計画の観点から肉付けし、長期的視点に立った都市づくりの将来ビジョンを明確化します。

#### ■ 都市計画決定・変更の指針

都市計画法により、市町村の定める都市計画は、都市計画マスタープランに即することとなっています。本マスタープランは、都市全体の整合を図りながら、京都市の定める地域地区や都市施設など個別の都市計画を決定・変更する際の指針とします。

#### ■ 都市づくりを進めるための指針

京都市を取り巻く産業・社会構造の急激な変化や市民の価値観の多様化と生活環境に対する意識の高まりに対応して、居住の場としての安全で快適な都市づくりや産業振興、環境保全などに資する都市づくりを進めるための指針とします。

#### ■ 共汗(パートナーシップ)のまちづくりの共通の指針

都市計画の目標と方針を具体的に示し、市民・事業者をはじめとする多様な主体と行政が都市の将来像を共有することにより、まちづくりに対する気運を高めるとともに、共汗(パートナーシップ)のまちづくりを進めるための共通の指針とします。

### (2) 都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画法第5条において「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」として都市計画区域が定められており、本マスタープランにおいても、この都市計画区域を重点的に扱います。

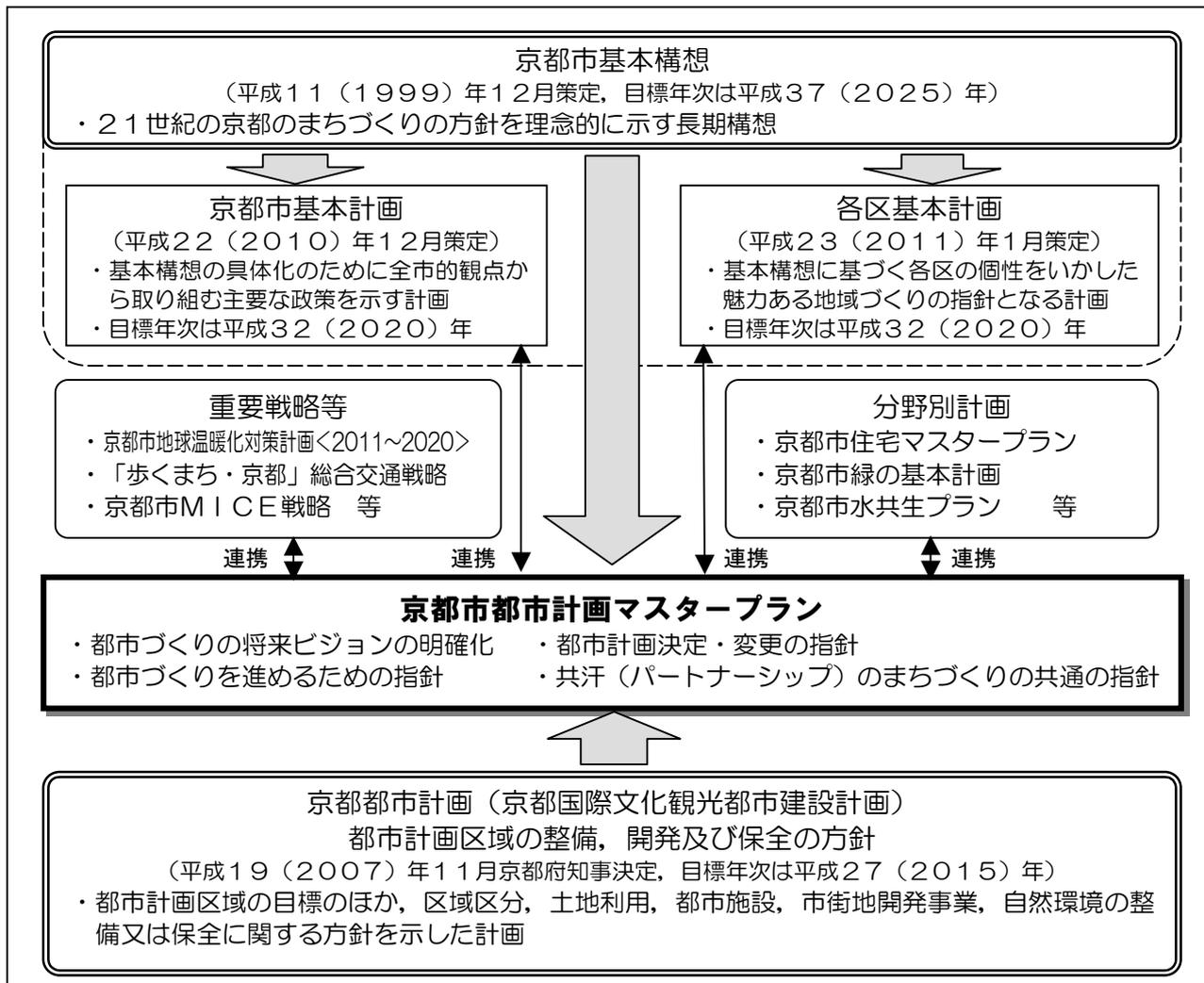
しかしながら、豊かな都市生活を実現するためには、都市と自然の共生が重要であること、また、都市計画区域外においても市民の生活環境を整え、自然の適正な保全・活用の考え方を示す必要があることから、計画対象範囲は、京都市全域とします。

### (3) 都市計画マスタープランの位置付け

京都市における都市計画に関する方針として、都市計画区域を対象として都市計画法に基づき京都府知事が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」があります。また、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す「京都市基本構想」、基本構想の具体化を図るための「はばだけ未来へ！<sup>みやこ</sup>京プラン(京都市基本計画)」(以下「京都市基本計画」という)及び「各区基本計画」が策定されています。

本マスタープランは、これらの方針や構想に即すとともに、京都市基本計画や各区基本計画、関連分野の諸計画等と連携しながら、都市計画の分野に関する事項の方針を示します。

■ 本マスタープランの位置付け



**第2節 都市計画マスタープランの見直し**

**(1)都市計画マスタープランの目標年次**

本マスタープランの目標年次は、上位計画である京都市基本構想に合わせ、おおむね15年後の平成37(2025)年とします。

**(2)都市計画マスタープランの見直し**

本マスタープランは、おおむね15年後の平成37(2025)年を目標としていますが、今後の社会経済情勢の変化等により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。また、京都市基本計画や各区基本計画の目標年次が平成32(2020)年度に設定されていることなどを踏まえ、おおむね10年後に見直します。

ただし、急激な社会経済動向の変化や都市計画法をはじめとする法改正等により制度に大きな変化があった場合には、必要に応じ、検証及び見直しを行います。

## 第2章 都市の動向

### 第1節 京都市の特性

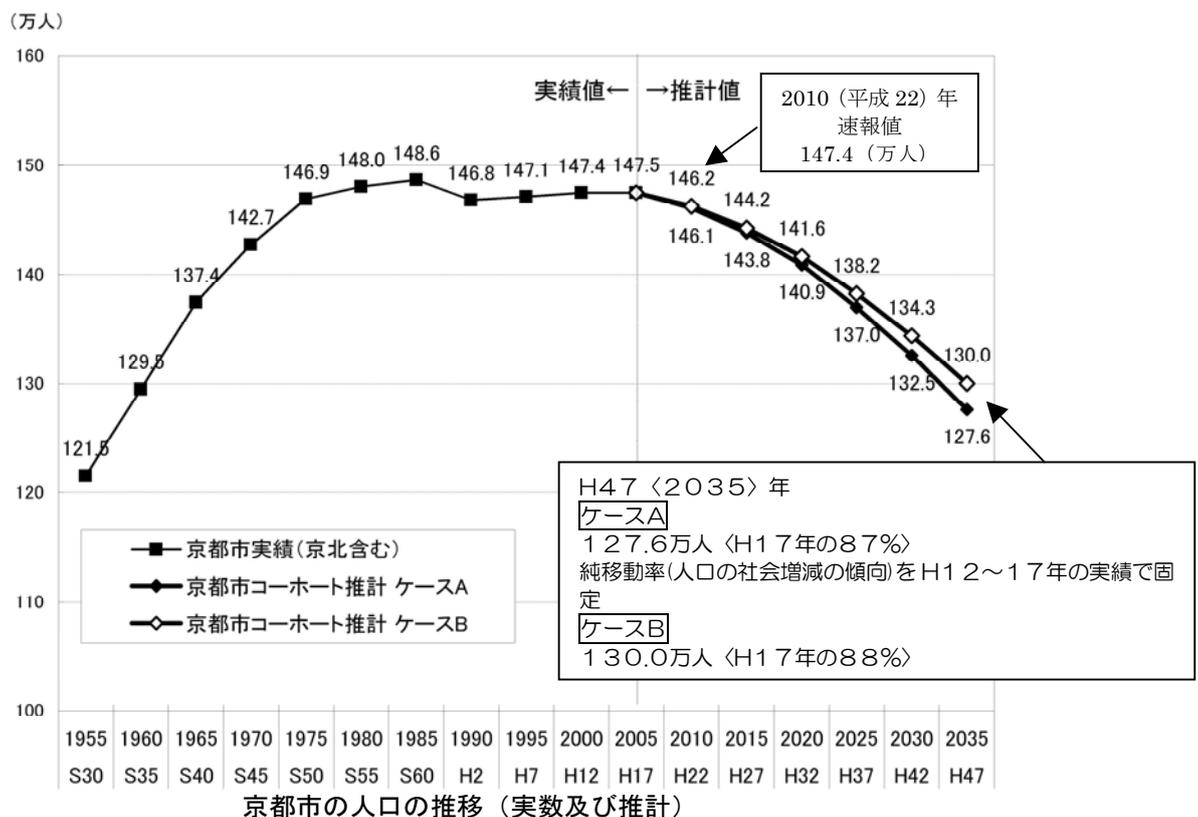
- (1)京阪神大都市圏の一角をなす政令指定都市
- (2)1200年を超える長い歴史を持つ歴史都市
- (3)個性的な地域から構成されるまとまりのある市街地

### 第2節 京都市の現状と動向

#### (1)人口を取り巻く現状と動向

##### ①人口減少・少子高齢化

- 今後、人口が減少し、高齢化が進展すると推計されている



##### ②人口の動向と人の流れ

- DID 地区の人口密度が高く、駅から半径500m圏内に、全人口の約半数が居住している
- 人口が急激に増加、減少しているところがある
- 近年、京都市への通勤者や通学者の流入が減少している

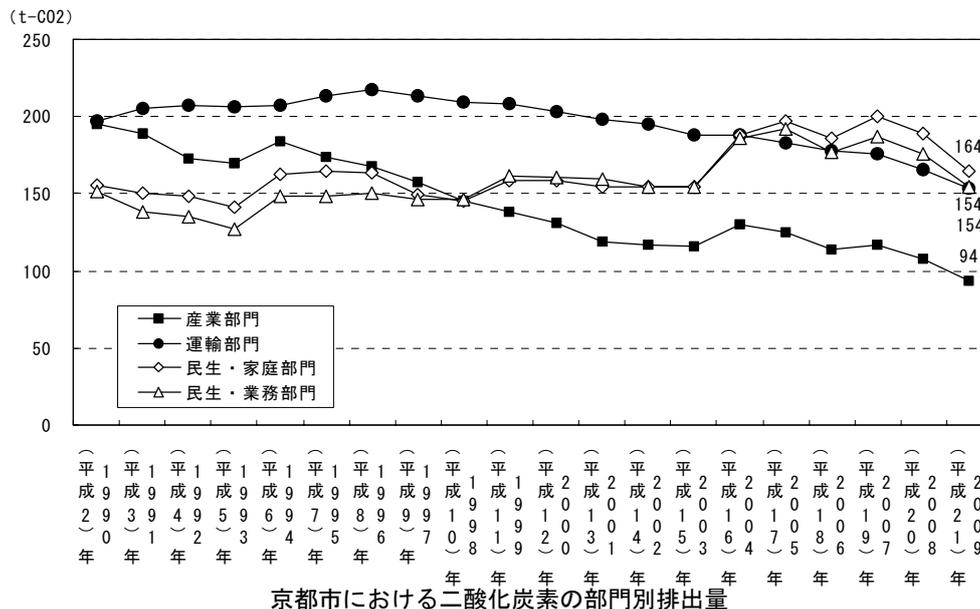
##### ③財政的制約

- 財政的な制約から、新たな都市施設整備への投資が現在よりも困難になると予想される

## (2)環境を取り巻く現状と動向

### ①低炭素型の都市づくり

- 低炭素型の都市の形成が急務となっている



- ごみの再資源化・適正処理体制の確立やエネルギーの有効活用を図っている

### ②自然環境

- 三方を山々に取り囲まれ、都市と豊かな自然が共生する特徴的な都市構造を有している
- 京都の一人当たり公園面積は、他の政令指定都市と比べて少ない
- 地球温暖化やヒートアイランド現象の影響が見られる

### ③交通

- 公共交通の交通分担率が低く、市営バスや地下鉄利用者は横ばいで推移している
- 京都市は、公共交通が発達しているが、地域の状況により利便性が異なり、公共交通の利用が難しい地域も存在する
- 都心部や観光地への自動車流入による道路混雑が発生している
- 都心部の駐車容量は、ピーク時間の駐車需要に対して充足している
- 電気自動車等、次世代自動車の普及がまだ進んでいない
- 市中心部での自動二輪車の路上駐車や駅や商業施設周辺の放置自転車が多く見られる
- 自転車利用者の増加が想定される
- 京都市と他都市間は、陸路でネットワークされている

## (3)経済を取り巻く現状と動向

### ①商業

- 都心部のにぎわいの低下が懸念されている
- 小売業事業所数が減少している

### ②産業

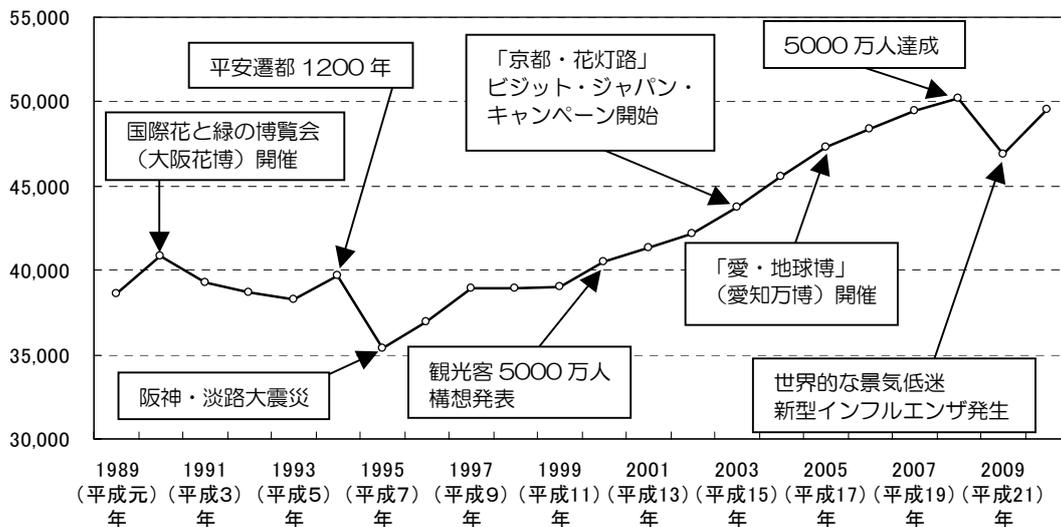
- 伝統産業から先端技術産業、中小企業から世界的な大企業が集積している

### ③農林業

- 農地と森林が、市域面積の約8割を占めている

④観光

- 年間約5,000万人が訪れる「観光都市」である
- 「国際文化観光都市」として、多くの来訪者を迎え入れている



入洛観光客数の推移

- 多くの国際的コンベンション等が開催されている

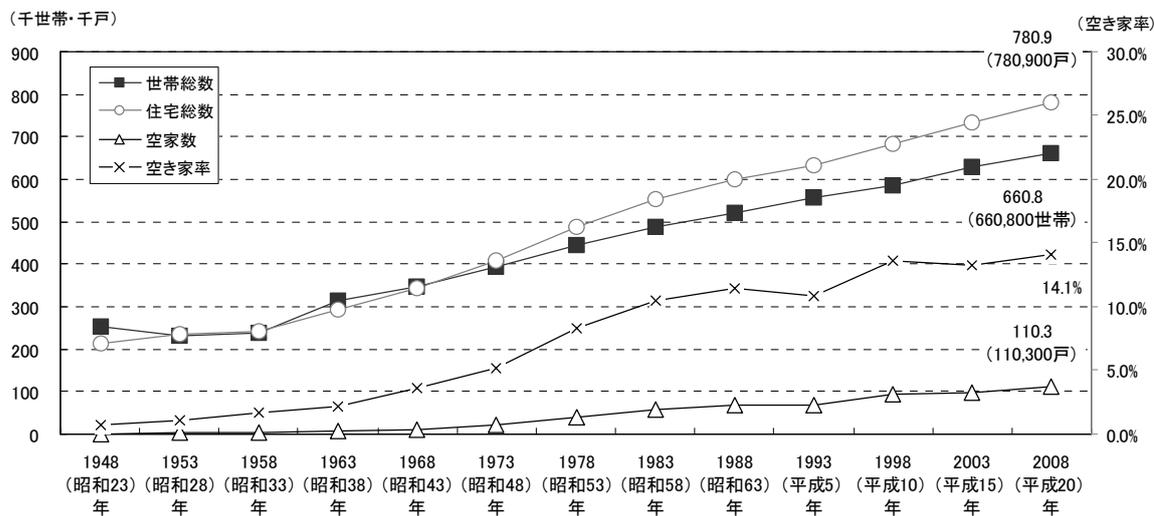
⑤大学

- 多数の大学等が立地している大学のまちである
- 大学の卒業後、多くの学生が転出している

(4)生活を取り巻く現状と動向

①都市環境

- 空き家が増加している



住宅総数及び空き家数の推移

- 工場や農地等の宅地への転用が続いている

②地域コミュニティ

- 地域コミュニティの空洞化・担い手の減少が進んでいる
- 共汗（パートナーシップ）のまちづくりが広がりつつある

③住と工の共存

- 住と工が共存しているまちが変容したり、活力が失われたりすることが危惧される

④ 国際化

- 留学生や外国からの帰国者、外国籍市民など多くの市民が暮らしている

(5)文化を取り巻く現状と動向

①景観

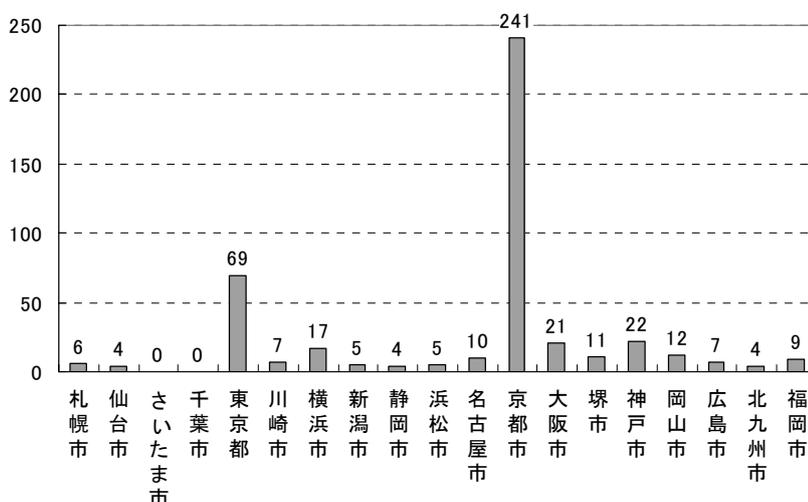
- 京都の優れた景観を守り、育て、引き継ぐために景観政策を実施している

②京町家

- 京都のまちの歴史、文化の象徴ともいえる京町家が年々減少している

③文化財

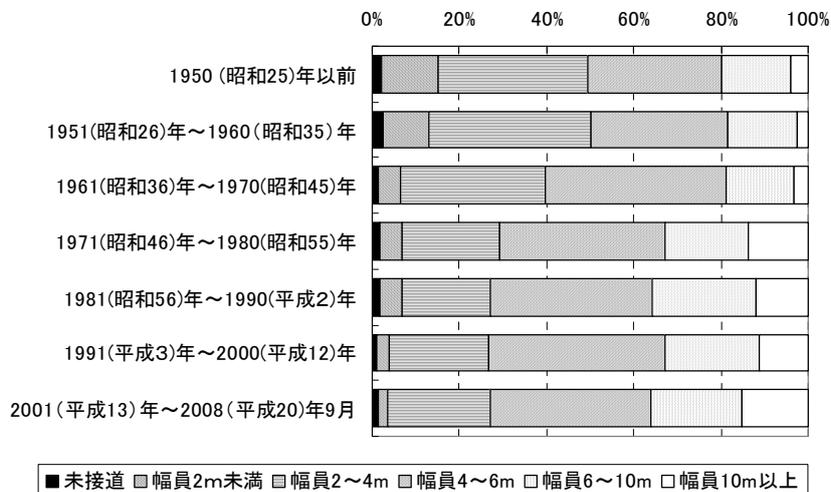
- 京都市には世界遺産をはじめ、数多くの歴史・文化資源が受け継がれている



政令指定都市と東京都における重要文化財（国宝を含む）の数（建造物）

(6)安心・安全を取り巻く現状と動向

- 災害による大きな被害への対策が、日常から求められる。
- 大規模地震が発生すると、多くの被害が想定される
- 集中豪雨など、局所的な気象現象による浸水被害が懸念される
- 密集市街地が存在し、細街路が多く残る



住宅の建設時期別の住宅の接道状況

- 全国的に建築物に関わる事故が多発しており、社会問題となっている

## 第3章 全体構想 ～都市の将来像～

### 第1節 都市計画の理念

京都の優れた伝統を継承し、市民が安心・安全で豊かなくらしの実現を目指すことで、時々の問題に対応しつつ、まちと自然、歴史や伝統と新たな創造、京都の文化と日本・海外の文化、それぞれの調和と共生を育みながら、未来に向かって、世界の京都としての位置を確かなものとする都市づくりを、市民・事業者をはじめとする多様な主体と行政の共汗（パートナーシップ）により進めていきます。

### 第2節 都市計画に関する基本的な考え方

「都市の持続」「都市の独自性」「都市の経営」といった点を重視し、「安心・安全」を基本として、地域ごとに魅力があり、持続的な都市活動を支えるエコ・コンパクトな都市を、次のような基本的な考え方のもと、戦略的に目指します。

また、その実現のために、京都市基本計画や行政区単位で市民と共に創った各区基本計画、関連分野の諸計画との連携を図るとともに、国や関連する地方公共団体との広域的な調整も図っていきます。

#### (1) 都市づくりの進め方

##### ① 多様な主体での共汗（パートナーシップ）によるまちづくりの推進

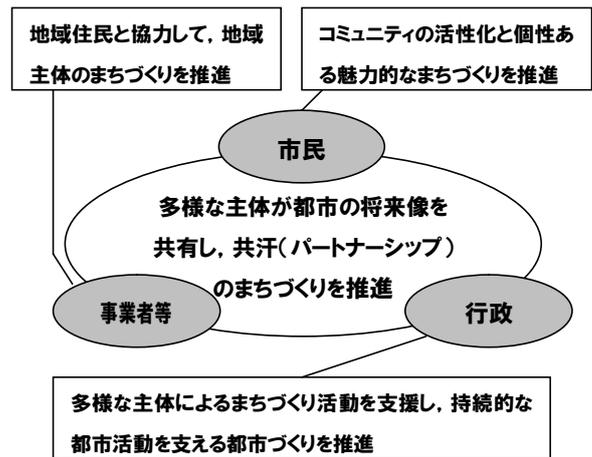
実現性の高い都市づくりを行うため、市民、事業者、行政をはじめとする多様な主体が地域での課題や将来像等について共有するとともに、連携し役割分担を行うことが必要です。

##### ② 柔軟な対応による都市計画の見直しと活用

必要に応じ速やかに都市計画を見直すとともに、それぞれの都市計画に応じた最適なPDCAサイクルの導入を行い、都市計画の見直しを行います。また、地域のまちづくりの状況に応じ、「地域まちづくり構想」として都市計画マスタープランに順次位置付けるとともに、柔軟にその将来像やまちづくりの方針等を見直すことで、きめ細やかに対応し、そのまちづくりの実現性を高めます。

##### ③ 京都の特性を徹底的に活用した都市づくりの効率的な推進

限られた財源の中で京都の特性を徹底的に活用し、効率的で個性ある都市づくりを推進します。



■ 多様な主体での共汗（パートナーシップ）によるまちづくりの推進

#### (2) 市街地の規模

##### ① 人口

京都市の人口は、少子高齢化を背景に、長期的に減少することが見込まれています。人口は、経済成長や労働力の確保など、都市の発展と活力の維持に多大な影響があり、人口減少に歯止めをかけることは、京都市の未来を左右するきわめて重要な課題です。

##### ② 市街地（市街化区域）の規模

生産年齢人口が減少し、超高齢化が進行する中、今後は、既存の公共交通の拠点周辺に都市機能の集積を促し、公共交通を軸とした地域間の連携強化や地域の活力を高めるよう、まとまりのある都市構造としていくことが重要となります。

京都市においては、歴史・文化資源や時代の要請に応じて整備された都市施設などの様々な有形無形の蓄積がある京都固有の個性的な地域が連たんし、ネットワークする、まとまりのある市街地が既に形成されており、都市基盤についても充足してきています。今後は、既存の都市基盤を最大限に活用し、新規の基盤整備への過度な投資を抑制するため、市街地の規模は拡大しないことを基本としつつ、人口動向だけでなく、都市における森林・農地等の緑や景観の重要性を踏まえ、適切にその保全のあり方を検討していく必要があります。

### (3)京北地域をはじめとする都市計画区域外の考え方

京都市域面積の約4割を占める、都市計画区域外の京北地域や花脊、久多等の山間部等においては、景観や森林・農地等の緑の保全に努めるとともに、豊かな自然環境や歴史・文化資源を観光資源として活用を図ります。また、住民が快適に安心して生活でき、かつ、個性と魅力あふれるまちづくりを進めるため、地域水道や道路などの都市基盤の整備とともに、市民が自然と触れ合う中で心の豊かさを味わえる場と位置付けた市民農園や合併記念の森を活用するなどして、都市部との交流や連携を地域との共汗（パートナーシップ）により進めます。

### (4)将来の都市構造 ～エコ・コンパクトな都市構造～

これまでの保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築を図ることで、それぞれの地域が公共交通等によりネットワークされた、暮らしやすく、地球環境への負荷が少ないエコ・コンパクトな都市構造を目指します。

- ① 京都市の特性を踏まえた土地利用の展開
- ② 都市活力の向上と低炭素社会を実現する都市構造の形成
- ③ 相互につながる個性的な地域の形成

■ 将来の都市構造  
～エコ・コンパクトな都市構造～

**③相互につながる個性的な地域の形成**

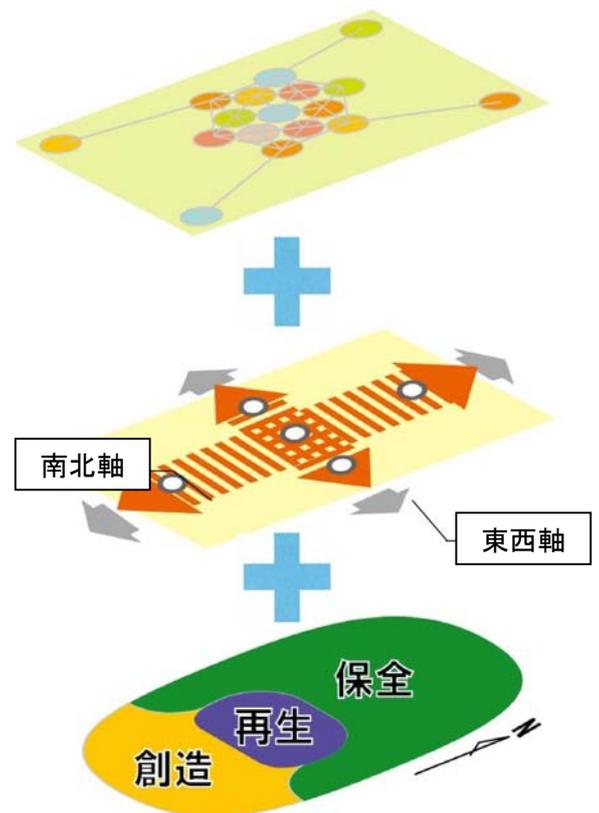
- 個性的な地域の形成
- 地域をつなぐネットワークの強化

**②都市活力の向上と低炭素社会を実現する都市構造の形成**

- 交通拠点を中心とした都市拠点の強化
- 地下鉄をはじめとする鉄道やバスなどの公共交通をはじめとした都市軸の活用

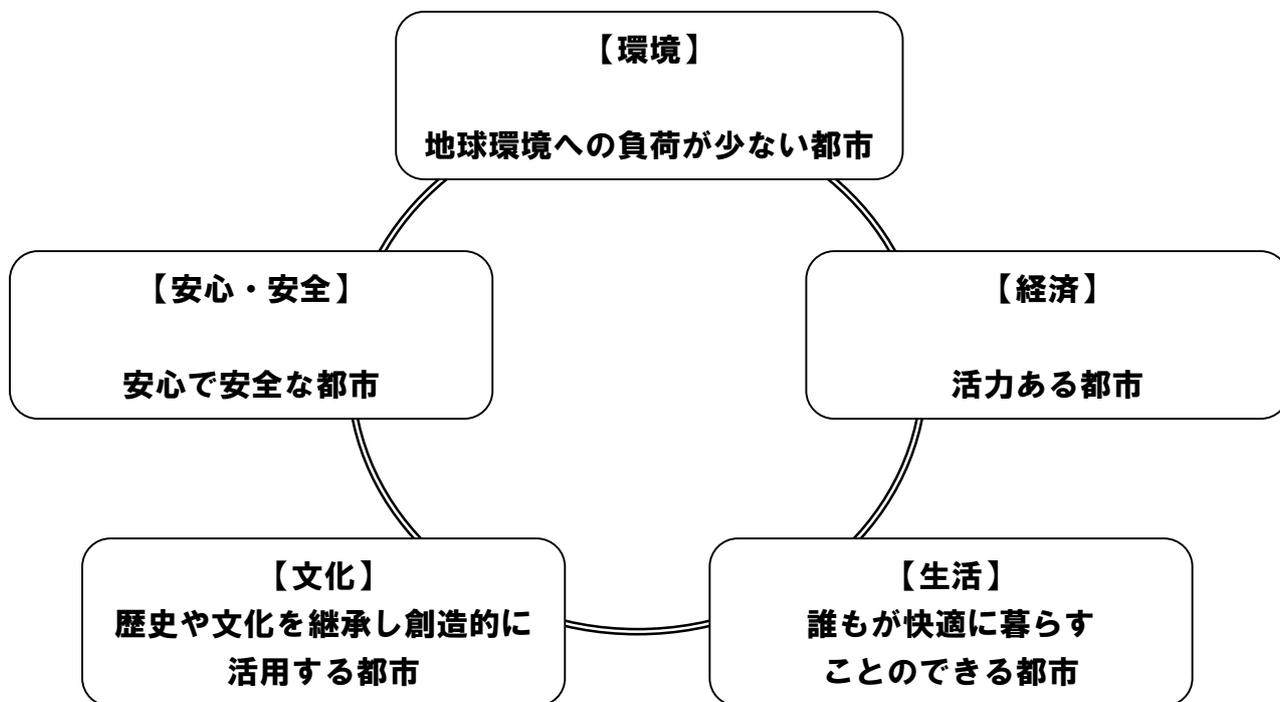
**①京都市の特性を踏まえた土地利用の展開**

- 保全・再生・創造の土地利用
- 山間部から市街地内部にかけての段階的な空間形成



### 第3節 目標とする都市の姿

様々な都市活動を持続的に展開することのできる都市を実現するため、京都市基本計画で示されている6つの京都の未来像を基本に、都市が持続するために必要となる基本要素であり、互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、バランス良く目標とする都市の姿の実現を目指します。



#### (1) 地球環境への負荷が少ない都市【環境】

公共交通ネットワークを活用した自動車に過度に頼らない環境の形成やエネルギーの有効活用、緑をいかすことで、地球環境への負荷が少ない都市を目指します。

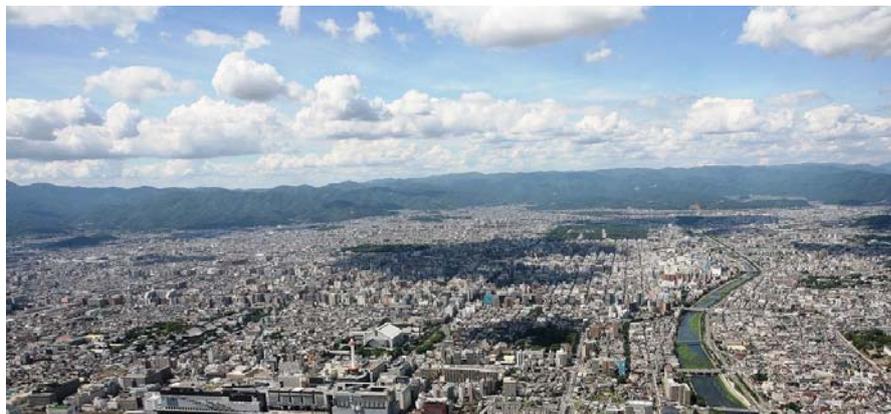
- ① 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現による低炭素型の都市
- ② エネルギーを有効活用した低炭素型の都市
- ③ 緑をいかした低炭素型の都市



■ 地下鉄



■ バス



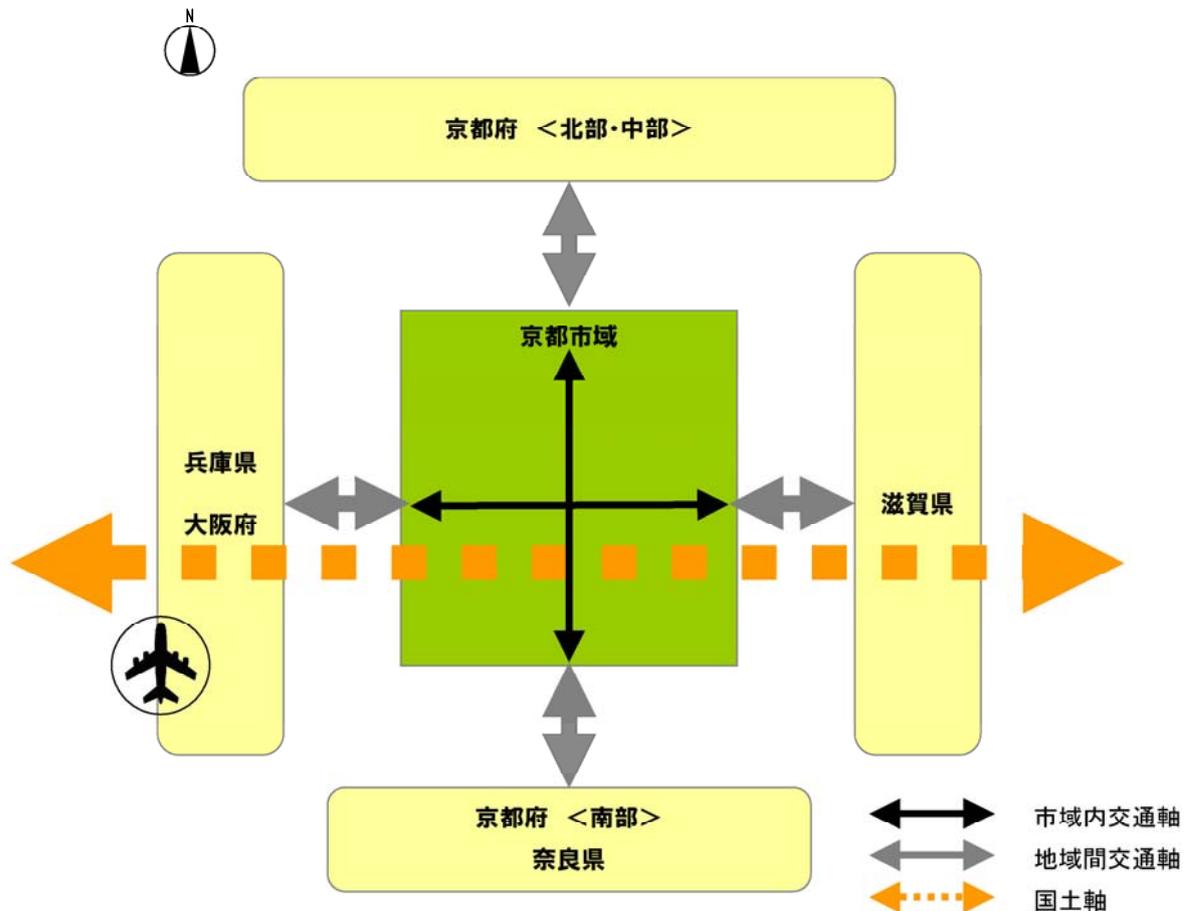
■ 京都市北部を望む

## (2) 活力ある都市【経済】

産業・商業・業務機能や大学をはじめとする知的機能の集積，歴史・文化資源の集積といった様々な資源をいかし，その質を更に高めることで，定住人口や交流人口等を拡大し，それらを支える基盤整備を図りつつ，活力ある都市を目指します。

- ① にぎわいのある都市
- ② ものづくり都市
- ③ 質の高い観光都市

### ■ 活力ある都市を支える様々な軸

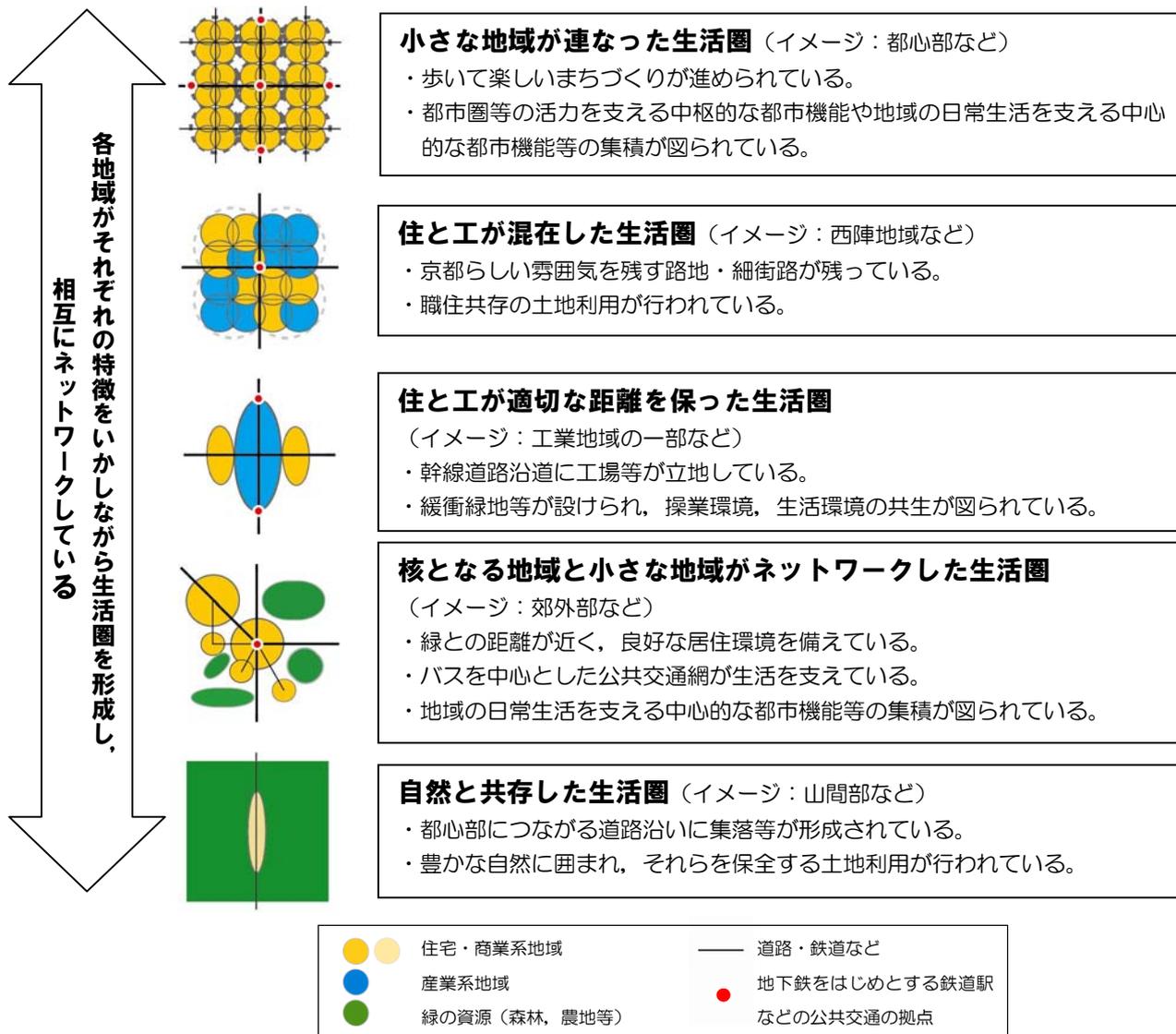


## (3) 誰もが快適に暮らすことのできる都市【生活】

地域特性や既存の交通ネットワークをいかしつつ，快適性と利便性の高い地域の形成を図るとともに，暮らしやすい生活圏を維持・構築することで，誰もが快適に暮らすことのできる都市を目指します。

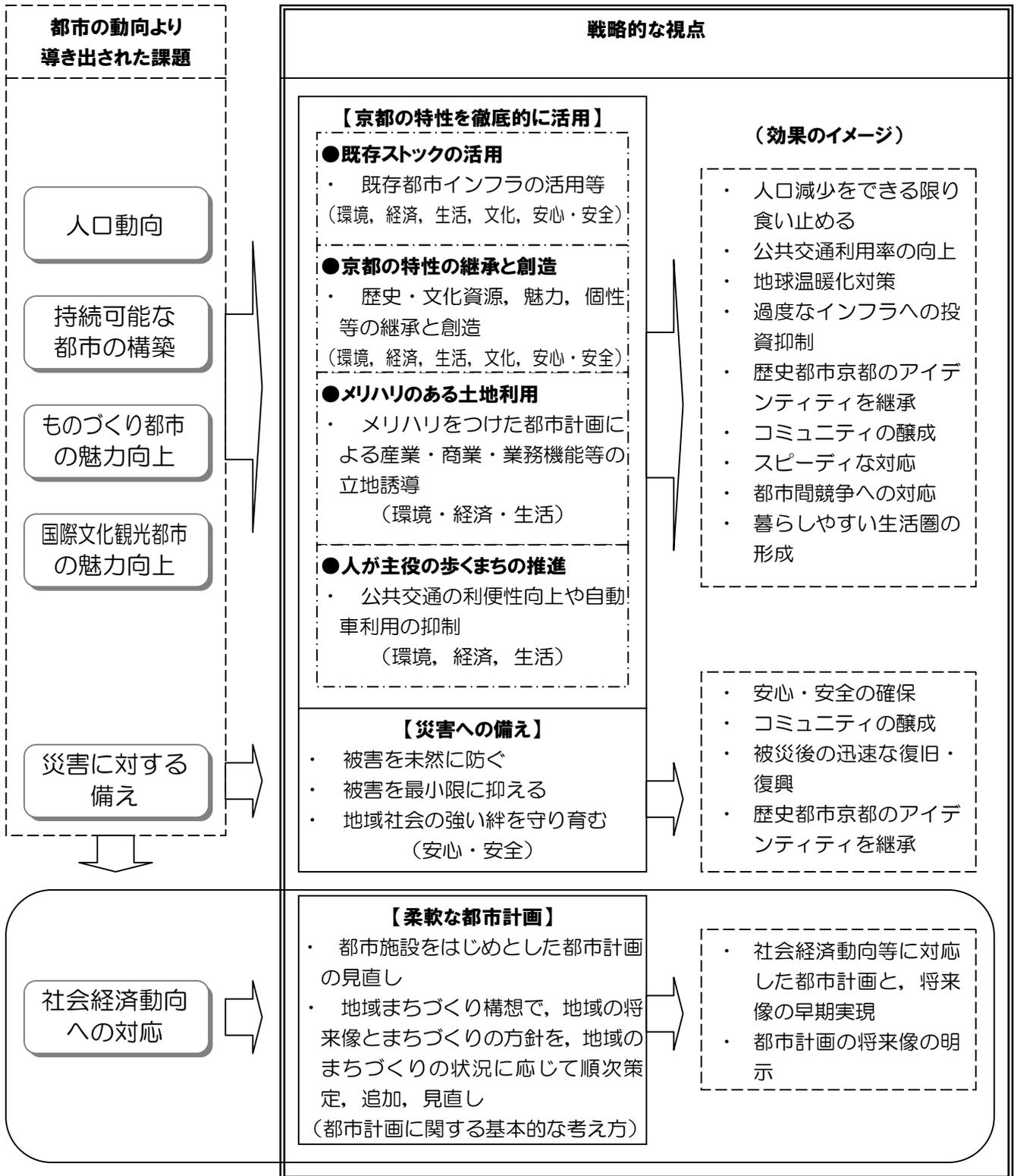
- ① 地域の個性をいかした，快適性と利便性の高い都市
- ② 暮らしやすい生活圏がネットワークする都市
- ③ 多様な地域コミュニティの活動が盛んな都市

■生活圏のイメージ例（将来像）



## 第4節 都市計画を運用する際の戦略的な視点

都市計画に関する基本的な考え方を基本として、目標とする都市の姿の実現を、戦略的に目指します。



## 第4章 全体構想 ～都市計画の方針～

### 第1節 土地利用

保全・再生・創造の土地利用を基本とし、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域ごとの特性をいかして、秩序ある土地利用や集約的な都市機能の配置を図ります。

また、特に、産業、商業の立地誘導については、都市計画手法の戦略的な活用により、総合的な支援体制を構築します。

#### (1) 商業・業務の集積地等における土地利用

##### ① にぎわいを生み出す都心部の魅力向上

都市に活力とにぎわいを生み出す都心部においては、既存の商業・業務機能を更に高め、魅力的な商業機能をはじめとする多様な都市機能の集積を促進します。



■ 御池通シンボルロード



■ 四条通沿道



■ 烏丸通沿道



■ 祇園町南側地区

##### ② 公共交通と連携した商業・業務機能の集積と生活拠点の充実

公共交通ネットワークを最大限に活用するため、都心部のように既に商業・業務機能が集積する地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点周辺では、商業・業務機能の更なる集積や充実を図ります。また、市内各地にある地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点や商店街などの地域の核となる箇所では、地域での生活を支える商業・業務機能の充実を図るとともに、大規模小売店舗等の適正な規模や秩序ある立地の誘導を図ります。



■ 地下鉄駅（烏丸御池駅）

##### ③ 特色ある通りの形成

京都の魅力のひとつでもある市内各地の個性ある大路・小路の沿道地区において、特色ある商業・業務機能の立地誘導を図ります。



■ らくなん進都

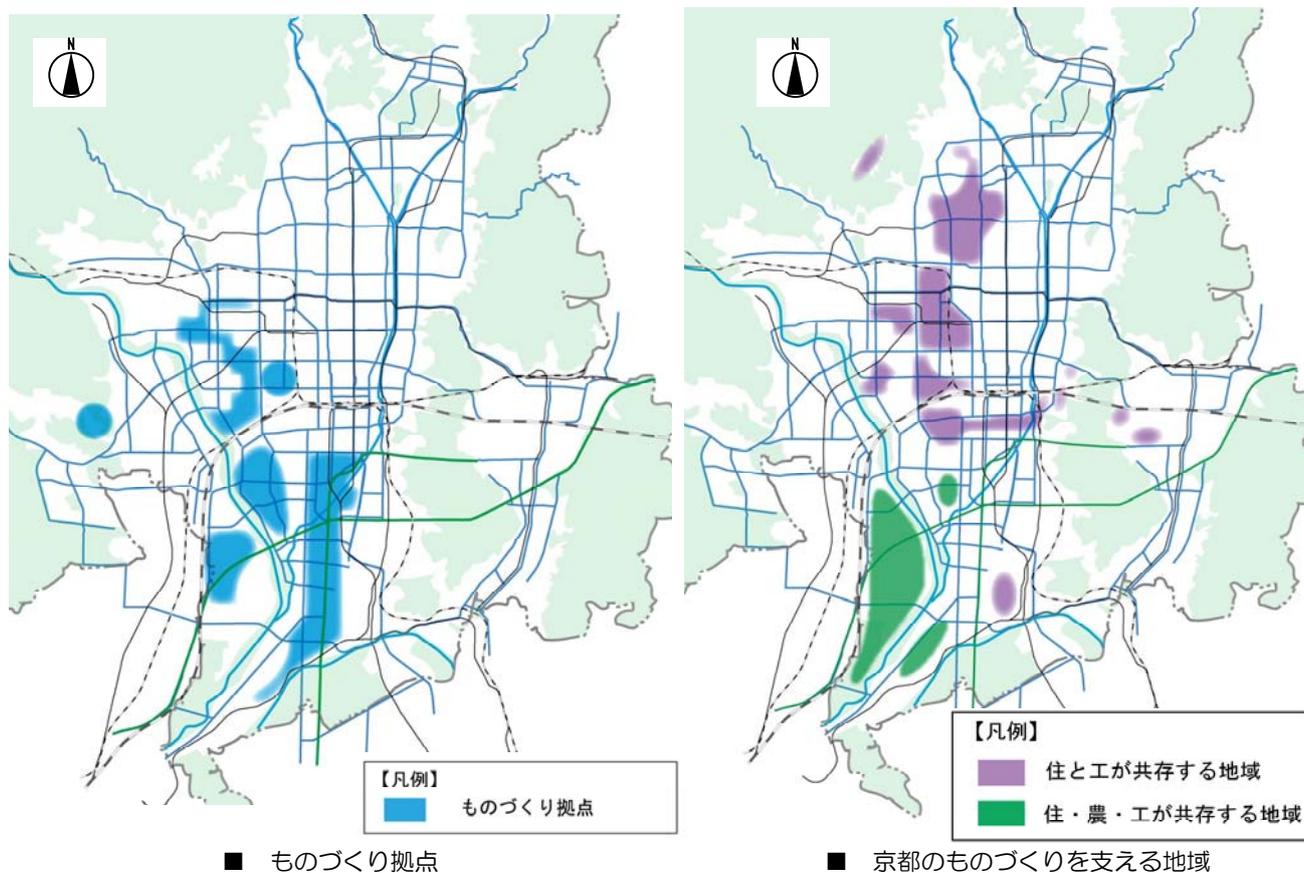
## (2)ものづくり産業等の集積地における土地利用

### ①ものづくり拠点の形成

ものづくり産業の重要な基盤となる工業の集積地や知恵産業の創出にも貢献する研究開発拠点においては、国際競争力を高める環境整備やものづくり都市を支える活力ある工業地の形成、企業立地支援を行うため、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、周辺環境の整備改善・誘導等を図ります。

### ②ものづくり産業と居住環境の共存

伝統産業から先端技術産業までの多様なものづくり産業と居住環境が共存し、京都のものづくりを支える地域においては、市街地内の緑なども活用し、ものづくり産業の操業環境と居住環境の調和を図ることで、今後とも住と工が共存できる環境の維持・充実を図ります。



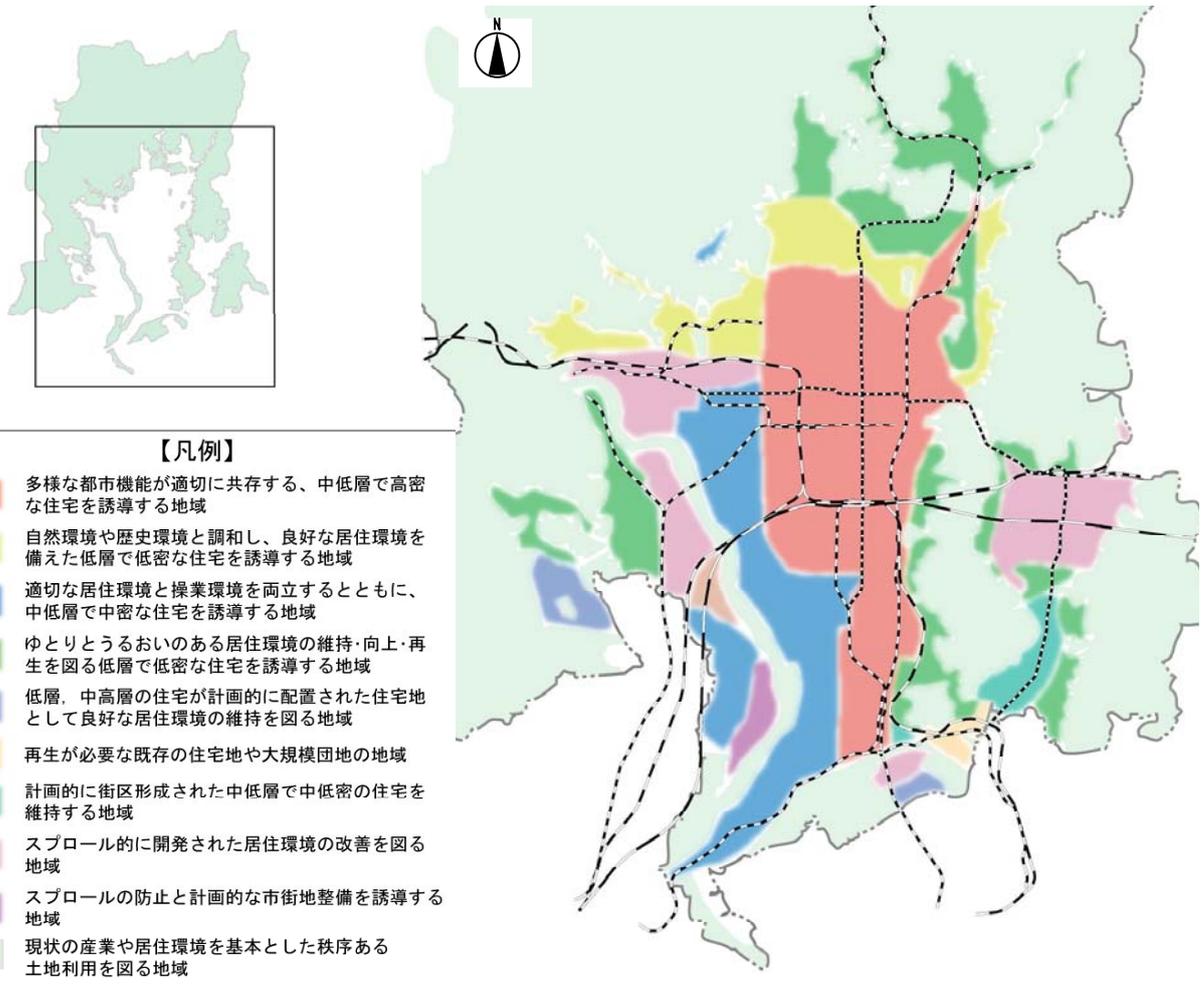
## (3)良好な居住環境を誘導する土地利用

市街地内では、おおむね徒歩で移動でき、多世代が安心・快適に居住できる生活圏の形成に配慮します。また、地域の特性に応じた良好な住宅地の形成を図ることで、安心して住むことができる居住環境を担保します。

豊かな自然と共生する市街化調整区域においては、都市化を促進しないことを基本とし、自然環境と調和した既存集落等の居住環境の維持・保全・形成を目的とし、計画的な土地利用を図ります。



■ 西京桂坂地区



■ 様々な居住環境を持つ地域

#### (4) 緑豊かな地域における土地利用

##### ① 三山をはじめとする自然景観の保全・再生

歴史都市・京都にとって極めて重要な役割を果たしている京都の歴史的景観の背景となる三山の緑や尾根の連なりをはじめとする自然景観について、森林の植生の保全や育成の取組とも連携しつつ、維持・保全を図ります。



■ 鞍馬地区（自然風景保全地区）

##### ② 市街地内やその近辺における緑の保全

自然と調和したゆとりとうるおいのある市街地の形成を図るうえで、三山の山すそや緑豊かな住宅地、神社仏閣などの市街地内にある緑やその近辺における緑について、それぞれの状況に合わせ、適切に維持・保全を図ります。

##### ③ 豊かな自然との共生

豊かな自然と共生する市街化調整区域や都市計画区域外の山間部等においては、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等のため、森林や農地の保全を図ります。また、土地利用については、都市化を促進しないことに留意して慎重に検討を進めます。



■ 山間部の集落

## (5) 京都の魅力を高める土地利用

### ① 国際文化観光都市としての土地利用の誘導

世界に誇る京都ならではの歴史・文化資源を活用し、観光の質を向上させ、新たな京都の魅力向上を図るため、自然・歴史・文化資源の保全、伝統産業や観光、商業サービス機能等の充実を誘導します。



■ 岡崎地域

### ② 大学のまちとしての土地利用の誘導

大学や研究所等が有する学術研究機能については、公共交通ネットワークや産業とのつながりを重視し、その機能の充実を誘導します。また、周辺生活環境との調和を図りつつ、学術研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進します。

### ③ 交流機能を高める土地利用の誘導

周辺市街地の土地利用や市街地環境等に留意しながら、文化機能や観光・娯楽・レクリエーション等をはじめとする交流機能の向上を誘導します。

## (6) 大規模な低未利用地における土地利用

大規模な低未利用地は、京都の活力の維持・向上を進める上で貴重な財産であることから、都市の空洞化や無秩序な開発とならないよう、計画的な土地利用を図ります。

## 第2節 歩くまち

地下鉄をはじめとする鉄道やバスなどの公共交通の利便性向上や歩行者の安全性の確保、快適な道路空間の構築、地域の特性に応じた公共空間の再配分などにより、過度に自動車に頼らない人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現します。

### (1) 既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにする

京都市内で運行するバス、鉄道の交通事業者等の連携により、京都に住まい、また京都を訪れるすべての人が、快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策を推進し、使いやすさを世界トップレベルにします。更に、観光地交通対策や公共交通不便地域などの時期的・地域的問題への対応策を強化します。



■ 既存の鉄道網

### (2) 歩く魅力を最大限に味わえる歩行者優先のまちづくり

京都の魅力を満喫できるように、「歩行者」を最優先とする快適な道路空間を確保するとともに、地域の特性に応じた道路の使い方を検討します。また、大勢の歩く人々による賑わいが生み出されるように歩行者空間拡大策を推進します。

更に、既存鉄軌道網のミッシングリンク(切れ目)の解消、まちの賑わい創出、土地利用政策との整合、観光客の玄関口

である京都駅との結節強化の観点などから、公共交通のあり方を再構築すべきと考えられる地域において、LRTやBRTの導入など、それぞれの地域特性を踏まえた新しい公共交通の実現に向け、市民のコンセンサスを得ることや国の支援について要望を行うとともに、民間との連携等を図りながら検討を行います。



■ パークアンドライドの様子

### (3) 歩行者と共存した自転車利用の促進

歩行者と自転車が共存し、安心・安全に通行でき、健康づくりにもつながるよう、自転車の通行する区域や自転車等駐車場を確保することにより、自転車利用環境の改善を図り、利用を促進します。



■ 松尾駅自転車等駐車場

## 第3節 景観

京都の優れた景観を「守り」、「育て」、50年後、100年後の未来へと引き継ぎ、歴史都市・京都の都市格と魅力といった付加価値を高めていくため、三山をはじめとする自然景観の保全や地域の特色をいかした町並み景観の保全・再生・創造を、景観政策によって着実に推進します。

### (1) "盆地景"を基本に自然と共生する景観形成

三山をはじめとする自然と共生する景観を形成するため、盆地を取り巻く三山の緑の保全・再生や眺望景観、借景を保全・創出するとともに、重要な景観資源となる河川空間の魅力向上を図ります。

### (2) 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

歴史的景観の保全・再生とともに、創造的視点を加えた、新たな時代を代表する優れた景観の創出を図り、これらが調和する都市イメージの具現化を図ります。



■ 祇園新橋地区（伝統的建造物群保存地区）



■ 嵯峨野の竹林と竹穂垣（歴史的風土特別保存地区）

### (3) "京都らしさ"をいかした個性ある多様な空間から構成される景観形成

日常の暮らしや生業から醸し出される京都らしさをいかした個性ある多様な空間を創出するとともに、これらが連続し、重なり合うことによって、京都らしさを感じさせる都市空間の創出を図ります。

#### ■ 景観地区

■ 山ろく型美観地区（鹿ヶ谷周辺）



■ 山並み背景型美観地区（下鴨周辺）



■ 岸道型美観地区（鴨川沿岸）



■ 旧市街地型美観地区（麩屋町通沿道）



■ 歴史遺産型美観地区（高台寺周辺）



■ 沿道型美観地区（烏丸通沿道）



### (4) 都市の活力を生み出す景観形成

京都に付加価値をもたらし、居住者や来訪者の増加、優れた人材の集積、地場産業・観光産業・知恵産業等への投資の増大につなげることにより、都市の活力の維持・向上の源とします。

### (5) 重要文化的景観の保全

京都の景観は、山紫水明の自然景観や日常の生活や生業を通じて創り出されてきた文化的景観などによって織り成されています。国内外の人々を魅了する京都の文化的景観を次世代に伝えるため、その保全を図ります。



■ 北山杉の景観

## 第4節 防災

京都に暮らす人々だけでなく、京都を訪れる人々にとっても、災害発生時における安心・安全を確保し、被災後の都市機能を確保するため、「災害による被害を防ぐ（防災）」、「災害の被害を軽減する（減災）」という考えのもと、歴史の継承をはじめとした地域特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって都市の防災力を向上させることで、災害に強い都市の形成を図ります。また、被害を受けた場合においても、都市、人々の生活、地域コミュニティ、産業、京都ブランドを再生するために、地域社会の強い絆を守りつつ迅速な復旧・復興を図ります。

## (1)様々な災害に対する対策

### ①地震に対する対策

地震による被害を防ぐため、ライフラインや橋りょう等の都市施設の耐震化を図るとともに、被害を軽減させるため、耐震対策について意識啓発等を努めます。また、全ての建築物についても耐震化の促進や建築物の長寿命化により健全なストックの形成を促し、京都らしさの継承・創造を図ります。



■ 東日本大震災

### ②水災害等に対する対策

水災害等による被害を防ぐため、土地利用の規制・誘導、浸水防止策の推進、流域からの雨水の流出の抑制等を図るとともに、被害を軽減させるため、水害に対する意識啓発などに努めます。

また、土砂災害や雪害などの対策についても、検討を進めます。

### ③火災に対する対策

火災による被害を防ぐため、市街地における建築物の不燃化などの防火性能の向上や建築物の延焼防止を図るとともに、被害を軽減させるため、防火対策について意識啓発等を努めます。また、文化財、京町家などの京都固有の建築物についても保全、再生、活用することで、建築物の長寿命化や健全なストックを形成し、京都らしさの継承・創造を図ります。



■実験による防火性能の検証

## (2)被災後を想定した対策

### ①避難対策

災害時の避難や被災後の二次災害を防ぐため、避難路や地域の避難場所の確保を図ります。

### ②迅速な復旧と復興

被災後の迅速な復旧や支援活動のため、防災拠点機能の充実や橋梁の耐震化、代替路線の確保も含めた道路ネットワークの形成を図ります。また、歴史都市京都のアイデンティティを継承していくため、市民とともに防災活動を通じて地域のまちづくりに取り組み、被災後の復旧・復興について検討を行います。

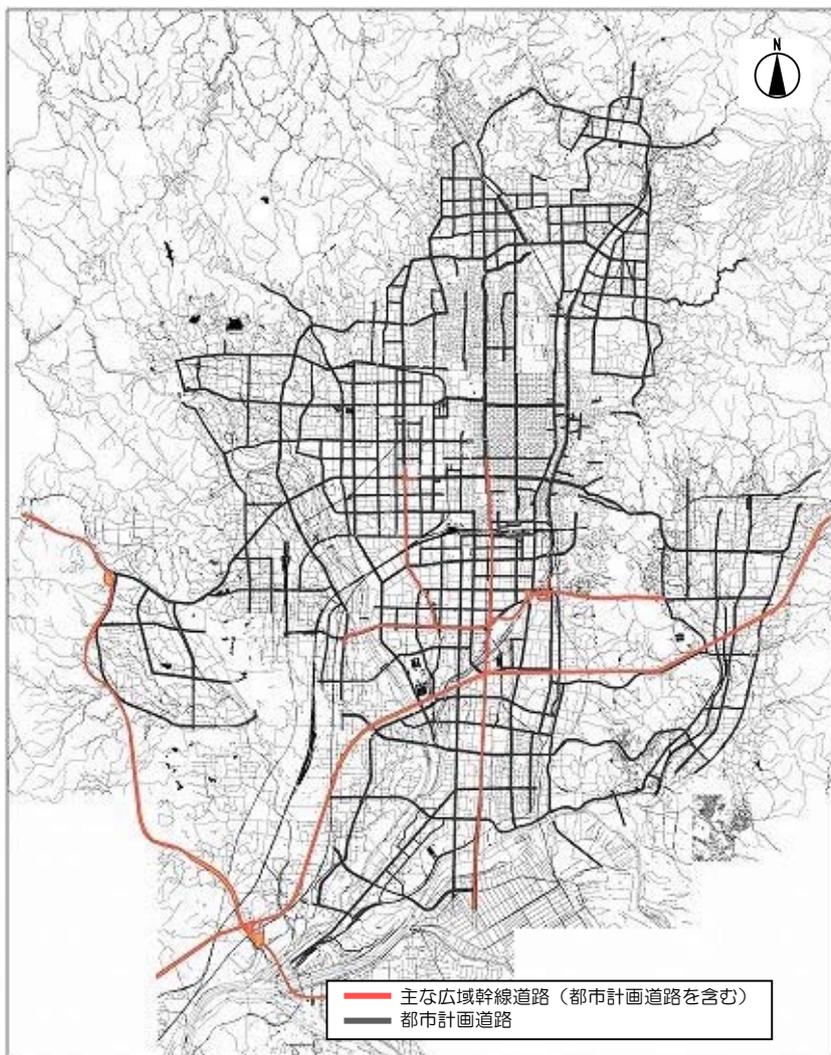


■防災施設を備えた太秦安井公園

## 第5節 道路

「ものづくり都市・京都」を支える都市の骨格である幹線道路と市民の活動を支える補助幹線道路等を連携させることにより、円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性向上を図るとともに、災害時における避難や緊急輸送の機能を確保するため、幹線道路ネットワークの充実を図ります。

### ■ 主な広域幹線道路と都市計画道路



■ 久世北茶屋線

## 第6節 公園・緑地

地球環境、生物多様性、歴史の継承などに留意し、ヒートアイランド現象の効果的な抑制、都市のうるおい、市民の精神的な充足、防災面など、緑が持っている様々な機能を確保し、低炭素社会を実現するため、身近な公園・緑地や交流を生み出す拠点の充実を図ります。

また、本市の歴史的景観の礎となっている三山の緑と市街地を結び、連続性があり骨格となる街路樹や河川の緑などの充実を図ります。

### (1) 身近な公園・緑地の充実

地域特性や時代のニーズ、ユニバーサルデザインの理念に対応するよう、新たな整備を推進するとともに、住民の協力のもと既存の公園・緑地の再整備も推進し、公園・緑地を充実していきます。また、京都に多い神社仏閣等の緑の維持・保全や建築敷地等を活用した緑の確保など、身近な緑の充実を図ります。

## (2) 交流を生み出す拠点等の充実

都市の新たな魅力となるスポーツ・レクリエーション等の拠点を充実させることで、市民の健康と交流を育みます。また、多様な里山の緑の保全・再生や自然・歴史資源をいかした交流拠点等の整備拡充など、地域の特性をいかした、交流拠点の充実を図ります。

## (3) 街路樹・河川など連続性のある緑の充実

京都らしい景観に配慮しながら、幹線道路における街路樹の充実や水辺空間における緑の充実を図るなど、周辺の山々と市街地を結ぶ連続性のある骨格となる太い軸の緑を充実させるとともに、道路や小河川等の「線」と、市街地内の「点」の緑をネットワークさせることで、まちなみ景観の統一やヒートアイランド現象の緩和に寄与する風の道の形成、災害時の延焼遮断や避難路の強化、生物多様性に寄与する生き物の通り道の確保等を図ります。



■桜井公園



■宝が池公園子どもの楽園



■西京区桂坂の紅葉

## 第7節 市街地整備

細街路や密集市街地について、歴史都市京都の特性に応じた対策を講じることによって防災力を向上するとともに、スプロール市街地について、多様で実効性のある修復型のまちづくりを検討し、推進することによって安心・安全な市街地の形成を図ります。また、市街化区域内で基盤整備を進めている地域においては、計画的な市街地が形成されるよう誘導を図ります。

### (1) 密集市街地等に関する対策の推進

京都らしさを維持しながら都市防災上の安全性を向上させるため、市民との連携のもと、個々の細街路の特性に応じた実効性の高い細街路対策を推進します。

また、京町家や神社仏閣等が織りなす京都らしい町並みを継承しつつ、市民と行政との協働により、地域の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強いまちをつくります。

### (2) 修復型まちづくりの検討と計画的な市街地の形成

高度経済成長期に計画的な都市基盤整備がなされずに開発された市街地においては、地域の状況を把握したうえで、土地区画整理事業などの面的整備手法等による市街地の修復方法を検討し、安心・安全で快適な居住環境の確保を図ります。また、市街化が見込まれる地域においては、計画的な市街地が形成されるよう誘導を図ります。



■伏見西部地区



# 第5章 地域まちづくり構想

## 第1節 「地域まちづくり構想」とは

個性豊かで魅力的な地域でのまちづくりを円滑に進めていくために、住民・事業者・行政をはじめとした地域の多様な主体の共汗（パートナーシップ）により、地域が、本マスタープランの都市計画の方針に沿って検討した、地域の「将来像」と「まちづくりの方針」について、行政が都市計画審議会に報告したうえで、都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」として策定します。

この「地域まちづくり構想」の早期実現に向けて行われるまちづくりを、都市計画として積極的に支援していきます。

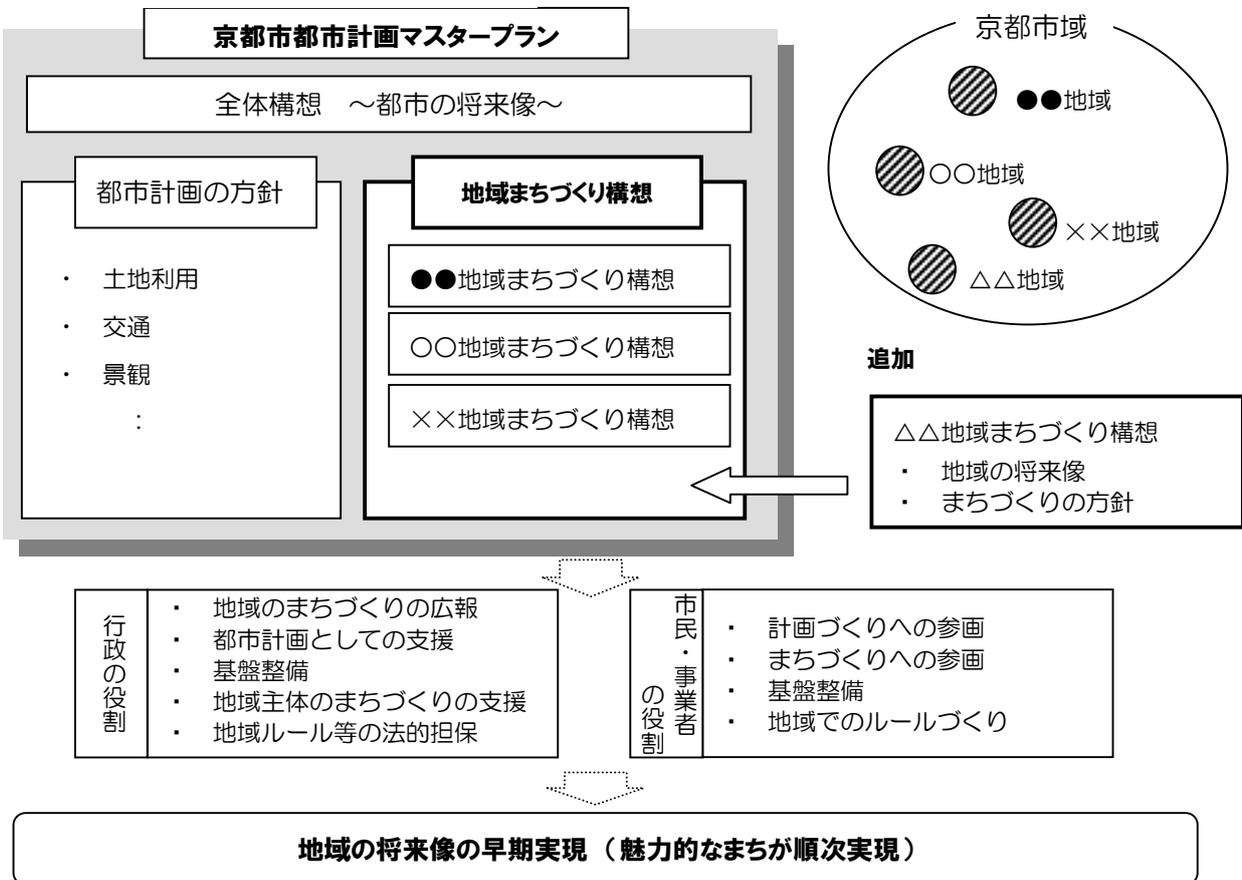
### (1) 「地域まちづくり構想」の狙い

- ①多様な主体による円滑なまちづくりを推進する
- ②様々な変化に対応するまちづくりを推進する
- ③より多くの市民が関心を持つことによりまちづくりを推進する

### (2) 「地域まちづくり構想」の内容

「地域まちづくり構想」は、多様な主体の参加で創られた地域の将来像と、地域のまちづくりの方針から構成されます。

#### ■「地域まちづくり構想」のイメージ



### (3)「地域まちづくり構想」を策定する地域

「地域まちづくり構想」における「地域」とは、個性豊かで魅力的な地域でのまちづくりを円滑に進めていくために、住民をはじめとした多様な主体の共汗（パートナーシップ）によりつくられた地域の「将来像」を持ち、都市計画の支援などによって、まちづくりを推進していく地域（範囲）のことを言います。

地域の将来像と地域のまちづくりの方針は、全体構想に即すことが必要です。地域でのまちづくりにおいて都市計画手法を活用するに当たっては、都市構造や周辺に与える影響等も考慮したうえで、それぞれの地域にふさわしい将来像と地域のまちづくりの方針を定める必要があります。地域の大きさは、「将来像」や「まちづくりの方針」を共有する範囲であり、様々なものが考えられます。

#### 【参考：構想の策定が望まれる地域の一例】

##### ①緊急に対応すべき課題のある地域

- ・ 予期せぬ工場の廃止に伴い出現した跡地など、大規模な低未利用地による都市の空洞化や無秩序な開発、周囲との調和が図られていないまちの形成などの可能性があり、都市に大きな影響を与える地域
- ・ 周辺への影響の大きい大型施設の立地に際して、周辺も含めたまちづくりが必要な地域等

##### ②より地域の魅力を高めるための活発なまちづくりが行われようとする地域

- ・ 利便性の向上、安全性の向上やブランド価値の向上などにより、その地域の価値や魅力をより高めるまちづくりが行われようとしている地域 等

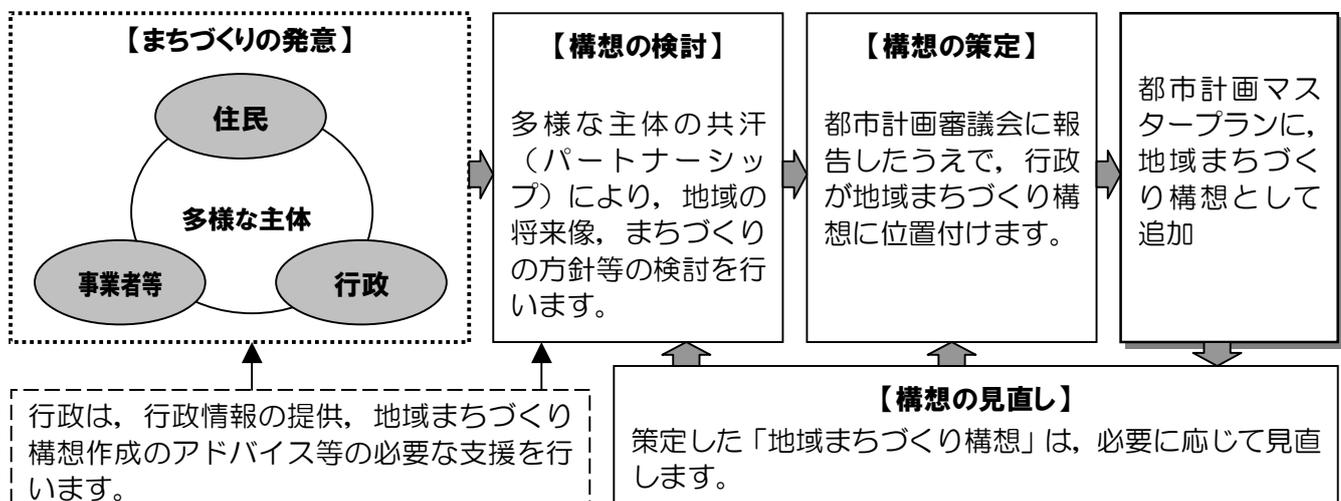
##### ③各区基本計画に基づき、まちづくりを進めようとする地域

- ・ 各区基本計画に基づき、まちづくりを進めようとする地域

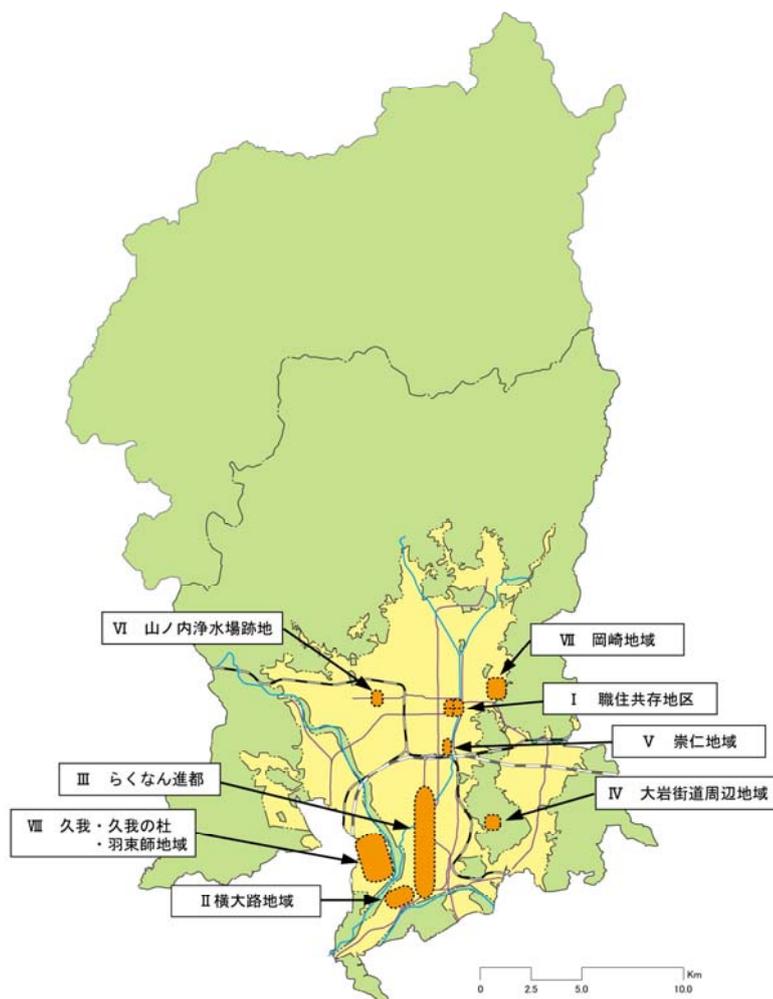
### (4)「地域まちづくり構想」の追加・見直し

「地域まちづくり構想」は、都市計画マスタープランを策定後も、住民・事業者・行政をはじめとする多様な主体の共汗（パートナーシップ）のもと、都市計画審議会に報告したうえで策定し、都市計画マスタープランの一部として順次位置付けていきます。「地域まちづくり構想」の追加・見直しは、次のように行っています。

#### ■「地域まちづくり構想」の追加・見直し



■地域まちづくり構想位置図



I 職住共存地区

参考資料：職住共存地区整備ガイドプラン（平成10年4月）

II 横大路地域

参考資料：伏見ルネッサンスプラン～横大路から発信するまちづくり～（平成19年3月）

III らくなん進都

参考資料：らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム（平成21年5月）

IV 大岩街道周辺地域

参考資料：大岩街道周辺地域の良い環境づくりに向けたまちづくりの方針（平成22年3月）

V 崇仁地域

参考資料：京都市崇仁地区将来ビジョン 検討委員会報告書（平成22年7月）

VI 山ノ内浄水場跡地

参考資料：京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（平成22年12月）

VII 岡崎地域

参考資料：岡崎地域活性化ビジョン（平成23年3月）

VIII 久我・久我の杜・羽束師地域

参考資料：久我・久我の杜・羽束師地域の総合的なまちづくりビジョン（平成23年10月）

## 次期「京都市都市計画マスタープラン（素案）」に関する御意見記入用紙

（このまま電子メール・ファックスでお送りいただくか、郵送・持参してください。）

【お住まい】 京都市 区（行政区名を御記入ください。）

京都市外

（御意見を取りまとめる際に参考にしますので、差し支えなければ御記入ください。）

【御意見】

キリトリ線

※提出期限 平成23年11月28日（月）までに御提出ください。

# 次期「京都市都市計画マスタープラン（素案）」 御意見の提出について

## 1 募集期間

平成23年11月1日（火）～11月28日（月）

## 2 提出方法

御意見を具体的に記述した文章を、下記お問合せ先のホームページから提出してください。  
また、電子メール、ファックス、郵送又は御持参の場合は、裏面の「御意見記入用紙」に御意見を記入していただき、下記までお送りください。

**ホームページ**： [http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-3-0-0\\_8.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-3-0-0_8.html)

**電子メール**： [tokeika@city.kyoto.jp](mailto:tokeika@city.kyoto.jp)      **ファックス**： (075) 222-3472

**郵送・御持参**： 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局 都市企画部 都市計画課（京都市役所北庁舎2階）

- ・ 郵送される場合は、平成23年11月28日（月）消印有効です。
- ・ 御持参される場合は、開庁日の午前8時45分から午後5時30分までの間にお願いいたします。

## 3 素案の概要版の配布を行っています。

配布期間：平成23年11月1日（火）～平成23年11月28日（月）

配布場所：各区役所・支所，（財）京都市景観まちづくりセンター，京都市立の各図書館，都市計画課で配布を行っています（配布場所の開庁・開館時間内）。また，都市計画課のホームページにも掲載しています。

## 4 素案の閲覧を行っています。

閲覧期間：平成23年11月1日（火）～平成23年11月28日（月）

閲覧場所：都市計画課（京都市役所北庁舎2階）で閲覧を行っています（開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで）。また，都市計画課のホームページにも掲載しています。

## 5 その他

いただいた御意見は，上記お問合せ先のホームページにおいて公表を予定しています（個人情報は公表しません）。なお，お寄せいただいた御意見等に対する個別の回答は致しませんので，あらかじめ御了承ください。

## 6 お問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局 都市企画部 都市計画課（京都市役所北庁舎2階）

電話（075）222-3505

皆様からの御意見をお待ちしております。

